

令和 5 年 6 月 6 日現在

機関番号：13601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01209

研究課題名（和文）ネオリベリズム統治に対する批判的法理論の分析とポストモダン人権論の構築

研究課題名（英文）Critical Legal Theories against Neoliberal Government and a Postmodern Theory of Human Rights

研究代表者

関 良徳（SEKI, Yoshinori）

信州大学・学術研究院教育学系・教授

研究者番号：90313452

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果は次の三点である。リベリズムの人権論がネオリベラルな統治を正統化するとともに、それへの抵抗を困難にしてしまう理論的構造を明らかにした。イギリス批判法学の基盤を構成するポストモダン人権論が「 Kommunismusの理念」へと向かう実践的営為として構想されており、その構想をリードするのが抵抗／革命への権利と公理的平等の概念であることを解き明かした。日本を含む各国の法・政治状況を支配するネオリベリズムへの対抗戦略には、抵抗／革命への権利と公理的平等を核とするポストモダン人権論が不可欠であり、そこから導かれる社会的連帯を通じて排外主義や貧困問題に対処すべきとの結論が導かれた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、リベリズムの人権リストから削除された抵抗／革命への権利を甦らせ、実質的な平等を前提とする公理的平等論を人権論として位置付けた点にある。これにより、ネオリベラルな統治によって無力化された従来の普遍的人権の観念を再定位することが可能となった。この新たな人権論により、市場至上主義的な統治政策への抵抗と体制変革へと向かう途が示された。脆弱な人々の社会的連帯を通じて、労働、教育、医療、福祉、環境といった一連の社会課題を解決へと導くポストモダン人権論の構築には、特に深い社会的意義を認めることができる。

研究成果の概要（英文）：The results of this research have three points. I elucidated the theoretical structure of liberal theory of human rights, which legitimizes neoliberal government and makes resistance to it difficult. I made it clear that the postmodern human rights theory that constitutes the foundation of British critical legal studies is conceived as practical movement toward the "Idea of communism," and that the concepts of the right to resistance/revolution and axiomatic equality lead this conception. I concluded that a postmodern human rights theory mainly based on the right to resistance/revolution and axiomatic equality is indispensable as a strategy against neoliberalism, which dominates the legal and political situations in many countries including Japan, and that we should deal with exclusionism and poverty issues through social solidarity derived from this theory.

研究分野：法哲学

キーワード：ネオリベリズム 統治性 抵抗 平等 人権 Kommunismusの理念 ドウジナス フーコー

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) ミシェル・フーコーの「統治性」研究

1979年のコレージュ・ド・フランス講義「生政治の誕生」の中で、フーコーは国家理性論からネオリベラリズムに至る「統治性」の歴史を論じた（図1）。彼の統治性研究は、ネオリベラリズムの分析をつうじて今日の法哲学・法理論（特に批判法学）に重要な思考枠組みを提供した。

～15世紀	16世紀～	18世紀～	20世紀～
統治対象から 隔離された外部 (神などの規範 による支配	国家理性論：統治対象を 住民や領土として、その知 に基づく管理・介入を行う。 例：ポリス・ポリツァイ	リベラリズム：統治対象を人口 や市場として、その固有の自然性 (法則)を根拠とする調整とリスク 管理を行う。例：政治経済学	ネオリベラリズム：市場と社会を 統治対象とする。例：市場の合理性 を主張し、市場原理の拡大を推し 進めるシカゴ学派

図1 フーコーによる「統治性」の歴史区分とその概要

### (2) フーコーの影響を受けたイギリス批判法学の現代的展開

イギリスで批判法学が本格的に研究されるようになったのは1980年代であり、2000年代初頭までの成果は、Costas Douzinas & Colin Perrin ed. *Critical Legal Theory*, vol.1-vol.4, Routledge, 2011 に集約されている。また、フーコーの統治性研究に影響を受けた成果も若干ではあるが公開されており、これらは法領域における統治的思考及び統治技術の拡大をつうじた法的思考の現代的変容について論じるものであった。

### (3) イギリス批判法学派のポストモダンの転回と「ネオリベラリズム統治」批判

2000年代以降、イギリス批判法学はフーコーやジャック・デリダの影響下で、ポストモダン法理論として再構築され、ネオリベラリズム批判の統治性研究を進めている。最近では、Ben Golder et al. ed., *The Politics of Legality in a Neoliberal Age*, Routledge, 2017 や Costas Douzinas, *Radical Philosophy of Rights*, Routledge, 2018 が注目されている。

## 2. 研究の目的

ネオリベラリズム統治批判の人権論を構築するため、次の6点を研究目的として設定した。

- ①フーコーによる統治性研究の分析をつうじて、今日まで続くネオリベラリズム統治の特徴を解明する。特に、シカゴ学派が「法の経済学化」と呼ばれる状況を作り出し、今日のネオリベラリズム統治を形成する過程を明確化する。
- ②リベラリズムが提唱してきた正義や普遍的人権の観念は、経済的格差や排除をもたらすネオリベラリズム統治の下では無力であった。そこで本研究では、ネオリベラルな統治に対して法はいかなる役割を果たすべきか、という問いに応えなければならない。
- ③ドゥジナスは、ネオリベラリズム統治を批判する一方で、リベラリズムの人権論では葬り去られた「抵抗への権利」を基盤とする新たな人権論を構想している。この人権論の特徴とその可能性について明らかにする。
- ④ネオリベラリズムと人権との密接なかわりや、コミュニズムと人権論とのパラドキシカルな関係性に見られる錯綜した理論的相互関係を整理し、新たな人権論の可能性を提示する。
- ⑤ドゥジナスの人権論は、抵抗／革命への権利とともに「公理としての平等」という概念を中核に据えている。そこで、この公理的平等論の特徴と機能についても解明する必要がある。
- ⑥ドゥジナスの人権論にもとづいて行われる批判や抵抗の実践的機能を解き明かさなければならない。特にネオリベラリズム統治への抵抗運動を例に、人々の社会的連帯の可能性を追究する。

### 3. 研究の方法

上記6つの研究目的を達成するため、各年度の研究計画に従い、下記の方法で研究を行った。

(1)平成30年度は研究目的①及び②について文献調査を中心に研究を進めた。①については、フーコーが『生政治の誕生』(筑摩書房, 2008年)の中で論じたネオリベラリズム統治を法理論の観点から整理した。特に、シカゴ学派による「法の経済学化」の成立について調査分析を行った。次に、②の研究目的を達成するために、ウエンディ・ブラウン『いかにして民主主義は失われていくのか』(みすず書房, 2017年)でのフーコー批判を検討した。さらに、ベン・ゴールダーらによる『フーコーの法』(勁草書房, 2014年)の成果を応用して、ブラウンの批判に応答した。本年度は、批判法学におけるネオリベラリズム統治批判の動向と今後の研究の方向性についてゴールダーと直接議論を交わすことにより、研究目的③につながる知見を得た。これらの成果については研究論文として公刊し、イギリスで開催された国際批判法学会にて報告した。

(2)令和元年度は研究目的③を遂行するため、ドゥジナスの著書 *The Radical Philosophy of Rights* の分析を進め、彼のネオリベラリズム統治批判の法理論を構成する各テーゼについて詳細な検討を行った。さらに、リベラリズムの哲学的基礎を構築したジョン・ロックやイマヌエル・カントの議論を分析するとともに、ロナルド・ドゥオーキンやジョン・ロールズの市民的不服従論とドゥジナスの「抵抗への権利」との比較も行った。加えて、市民的不服従を別の角度から理論化したユルゲン・ハーバーマスの所説についても検討した。その上で、前年度の国際学会報告で得られた知見を応用し、ドゥジナスの「抵抗への権利」を法理論的に位置づけた。これら一連の成果については研究論文として公刊した。

(3)令和2年度は、研究目的④について文献調査を中心に研究を進めた。特に、前年度までの研究で明らかとなったネオリベラリズム統治批判の法理論をポストモダン人権論として再構成するための準備作業を行った。さらに、ネオリベラリズム、コミュニズム、人権の相互的な関係性について錯綜した理論状況をサミュエル・モインの議論 (*The Last Utopia: Human Rights in History*, Harvard UP, 2010) を用いて整理した。その結果、コミュニズム思想による「人権」概念の批判的救済という新たなアプローチによって研究目的④を探究する途が拓かれた。

(4)令和3年度は研究目的④及び⑤について、主に文献研究の手法で取り組んだ。④については、アラン・バディウ、ジョルジョ・アガンベンによるマルクス主義からの人権批判について分析を行うと同時に、令和2年度に得られた「人権の批判的救済」という視角からのマルクス主義者による理論的研究についても分析を進めた。その結果、研究目的⑤の研究方法が確定し、ドゥジナスやスラヴォイ・ジジェクらによる著書『共産主義の理念』(水声社, 2012年)の詳細な分析を行うこととなった。また、リチャード・タックによる自然権論の史的研究やエルンスト・ブロッホによるマルクス主義的な自然権論についても分析を行った。ここまでの取り組みから、④の研究成果について研究論文として公刊した。

(5)令和4年度(本来は令和2年度が最終年度であったが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により研究期間の再々延長が認められた)は文献調査をつうじて研究目的⑤及び⑥に取り組み、当初の研究目的を完遂することができた。⑤については、タックやブロッホの研究を手掛かりに、抵抗権を軸とするドゥジナスの人権論の特徴を明確化した。⑥については、ギリシアの経済危機を契機とする、ネオリベラル資本主義のグローバルな展開への抵抗運動「スタシス・シンタグマ」を例にドゥジナスの人権論の実践的意義を検討した。コロナウイルス感染症による厳しい渡航制限の下、短期間ではあったがロンドン大学図書館での文献調査を実施し、最新の文献にもとづく研究論文を公刊することができた。

#### 4. 研究成果

本研究で達成すべき6つの目的について、上記の研究計画及び研究方法により得られた研究成果は次のとおりである。

##### (1) ネオリベラリズム統治批判と法理論

ネオリベラリズムの思想は、市場競争とその帰結を「真理」とする統治合理性の下で形成され、今日までその影響力は拡大を続けている。ブラウンの主張によれば、フーコーのネオリベラリズム統治分析は「法」をその真理実現のための道具と位置付け、司法はネオリベラリズム統治からの出口を完全に封鎖してしまうかのように論じられる。しかし、ゴールドラーらのフーコー解釈によれば、法がネオリベラリズム統治に完全に包摂されることはなく、その統治に抗う権力形態とも容易に接合し得るとの結論が導かれる。こうした分析をつうじて、法はネオリベラリズム統治の道具であるとともに、その統治を歪め破壊する装置でもあり得るとの新たな批判的法理論が確立された。一方で、ネオリベラリズムの統治合理性が世界を席卷し、わが国の法システムにも深く浸透していることはすでに明らかであり、経済成長を優先する立法、市場競争を社会領域に拡大する政策、高リスクの原子力発電所にも再稼働を認める判決などはそうした動向の現れとして理解できる。しかし他方で、法が多価的に空虚であるならば、ネオリベラリズム以外の複数の合理性とも結び付くことが可能であり、実際にそうした主張や判決も見られる。法が設定する境界線の外部に位置する、これら少数派の主張や判決に対してこそ法は応答的に向き合い、不安定性、闘争性、偶然性を自ら公的決定の領域に招き入れることで、統治の在り方を現在とは別のものへと変化させることが可能となる。それゆえ、ネオリベラリズム統治批判の法理論はブラウンの法批判を超えて、統治合理性の外部に「法」を求めなければならないとの結論に達した。

##### (2) ネオリベラリズム統治批判の「人権」論

リベラリズムの普遍主義的な人権論は二つの困難を抱えている。一つは、既成秩序への抵抗を阻み、抵抗の可能性を狭め、抵抗と法との接続を困難にする思考様式である。この思考様式は、ジョン・ロックとイマヌエル・カントの思想に由来するものである。もう一つの問題は、財産権や経済的自由の保障を重視するがゆえに、リベラリズムの人権論は貧困や社会的・経済的格差の問題に根本的な解決を導くことができないという点である。それゆえ、リベラリズムの人権論はネオリベラリズム統治によってもたらされた構造的な不平等を覆い隠す結果となり、社会改革を不可能にするとの批判が提起される。このように、リベラリズムの人権論とネオリベラリズム統治との間の密接な関係性を指摘する批判法学は別の人権論を探究しなければならない。これについて、本研究ではドゥジナスの主要著作を分析することで、彼がネオリベラリズム統治への対抗戦略を練り上げてきたことを明らかにした。すなわち、人々の不正義感覚を原動力として、リベラリズム批判から「コミュニズムの理念」へと向かう6つのテーゼを軸に、個別的な諸個人の「公理的平等」と「抵抗への権利」にもとづくラディカルな人権論を構築したのである。さらにここから、ドゥジナスは個人の権限や所有として理解されてきた「権利 (right)」の概念を、不正義の克服、あるいは正しさを実現する過程として読み替えることで、「人権」論に新たな地平を切り拓いた。以上の分析をつうじて、ネオリベラリズム統治を批判するドゥジナスのポストモダン人権論の理論的基盤が解明された。

##### (3) コミュニズムの理念と「人権」論

コミュニズムの立場から人権の観念とネオリベラリズム統治との関係性を指摘する人々は、マルクスが『ユダヤ人問題に寄せて』で行った「人権」批判をその根拠とする。すなわち、人権はエゴイズムを保障する観念であり、それは必然的に資本主義と結び付くとされる。これを受け

て、ブラウンはネオリベラリズムと人権との間の緊密な関係性を指摘し、強力な人権批判を行う（例えば、企業がマスメディアを所有する現状において、表現の自由は資本による言説支配をもたらす）。しかしモインが指摘するとおり、人権はネオリベラリズムの共犯者ではなく、ネオリベラリズムの難点を補うことができなかつた「無力な仲間（powerless companion）」であるに過ぎない。そこで、 Kommunismusの思想家の中には（人権への根強い批判を展開する者もいるが）人権の批判的救済を試みる者もいる。本研究ではその代表とも言えるエティエンヌ・バリバル、クロード・ルフォール、ジャック・ランシエールの人権論について検討した。自由と平等の根源的同一性を唱えるバリバルの議論がネオリベラリズムの不可能性を含意していることは明白である。同様にルフォールは労働者の社会権に代表される権利要求や異議申し立てによる人権政治の拡大に希望を見出す。これに対し、ランシエールは排除された人々（民衆）の政治的主体化をつうじた「不和」の政治によって、官僚や専門家の支配に亀裂を生じさせることに一縷の望みをかけている。これら各々の主張が、ネオリベラリズム統治を批判する Kommunismusからの「人権」政治の提唱である。そして本研究では、それらを精査することでドゥジナスを含むイギリス批判法学への強力な影響を確認することができた。またその多角的な分析をつうじて、ネオリベラリズム統治批判から Kommunismusの「人権」論へと向かうドゥジナスの法理論の形成過程を明らかにすることができた。

#### （4）ドゥジナス「人権」論の理論と実践

本研究では、自然権論に関するリチャード・タックの史的研究やエルンスト・ブロックのマルクス主義的な自然法論の検討をつうじて、人権の観念には支配と解放、秩序と抵抗という二重の意味が含まれていることが確認された。そして、この二重性がドゥジナスの人権論の基盤を構成していることが明らかとなった。フランス人権宣言には当初から人権規定の中に「抵抗権」が置かれていたが、「既存の体制における反乱は・・・すべての法の転覆である」というカントの「法の自己破壊」論を受けて、抵抗権は人権宣言から姿を消すことになる。しかし、ドゥジナスの主要著作を分析することで「人々の不変の意志が抵抗権を亡霊のように浮かび上がらせる」という、彼の予言的な言葉が原動力となって、抵抗／革命への権利を中核とする「人権」論が提起されたことが明らかとなった。さらにドゥジナスは、ランシエールによって提唱された「公理的平等」の概念を用いて平等を無条件の「公理」とする社会変革を主張する。これは「各人はその能力に応じて、各人にはその必要に応じて」という Kommunismusのスローガンをそのままに映し出すものである。また、ドゥジナスらの著書『共産主義の理念』の詳細な分析を通じて、彼の人権論がネオリベラルな資本主義のグローバルな展開に反対する人々の抵抗運動を念頭に置くものであり、社会・経済的弱者を排除し、「使い捨て」にするグローバルな資本の不正義に異議を唱えるものであることが明らかとなった。こうした理論的分析の成果をもとに「スタシス・シンタグマ」（財政危機に瀕したギリシア政府による緊縮政策に反対するため、2011年にアテネ中心部のシンタグマ駅とその広場を占拠して行われた抗議活動）についての資料分析を行い、ドゥジナスの人権論、すなわち公理的平等と抵抗への権利という観念が社会運動を構成する実践的な機能を果たすことを確認した。実際にスタシス・シンタグマでは、群衆（マルチチュード）の政治的平等化が徹底され、平等な発言時間、対等な立場での活発な議論、直接民主制による決定という条件下で抵抗運動が成功し、政治的な影響力を持ちえたことが示された。この事実から、彼の「Kommunismusの理念」にもとづく人権論がネオリベラリズム統治批判の実践論としての意義を有するものであるとの結論が導かれた。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 関 良徳	4. 巻 17
2. 論文標題 コミュニズムの理念と「人権」 コスタス・ドゥジナスによるラディカルな再構成	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 信州大学教育学部研究論集	6. 最初と最後の頁 147 ~ 161
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.50928/0002001386	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 関 良徳	4. 巻 16
2. 論文標題 ネオリベラリズム統治批判からコミュニズムの「人権」論へ	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 信州大学教育学部研究論集	6. 最初と最後の頁 228 ~ 246
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.50928/0002000828	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 関 良徳	4. 巻 19
2. 論文標題 人権論のパラドクスと抵抗への権利 コスタス・ドゥジナスの批判法学	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 63-82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15057/31127	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 関 良徳	4. 巻 2018
2. 論文標題 法と統治に向き合う合理的思考とは何か 西迫大祐『感染症と法の社会史』	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法哲学年報	6. 最初と最後の頁 145-149
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 関 良徳	4. 巻 13
2. 論文標題 ネオリベラリズム統治と法 ミシェル・フーコー『生政治の誕生』の法的分析	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 信州大学教育学部研究論集	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.11501/1745936	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件(うち招待講演 0件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 関 良徳
2. 発表標題 ネオリベラリズム統治批判からコミュニズムの「人権」論へ
3. 学会等名 東京法哲学研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yoshinori Seki
2. 発表標題 Foucault and the Concept of Singular Rights
3. 学会等名 Critical Legal Conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------